

意見陳述書

全国B型肝炎訴訟東京訴訟原告団

原告 石川冬美

1 はじめに

東京原告団副代表の石川冬美です。

私は現在34歳で、4年前に長男を出産いたしました。私が18歳の時、弟の交通事故をきっかけに、私と母と弟の感染が判明しました。

医師からは、私たちは母子感染で日本人は肝炎に感染している人が多いということ、まず発症しないということを知りました。それで私達はヘルペス程度のウイルスと思いました。

ただ、母子感染なのに母方の祖母が肝炎でないことが気になりました。祖母は透析を受けていたので、祖母の主治医に聞いてみたところ、その医師は「昔は注射器の使いまわしをしていたからね」と教えてくれました。

2 結婚と発症

それ以降は特別気に掛けることもなく、28歳の時に結婚しました。夫は感染防止のためにワクチン接種を受けました。結納の前に夫の両親にキャリアであることを伝えましたが、反対はされず受け入れてもらえました。

ところが、結婚して一か月後のことです。職場で嘔吐し、病院へ受診すると肝炎の急性増悪と言われ、即入院となりました。

入院中の専門医の説明は、18歳の時に医師から聞いた内容よりずっと深刻でした。無理はしないようにと言われ、体力のいる職種だったので仕事を辞めました。こんな病気と判っていれば違う仕事を探したのにと憤りと悔しさを感じました。

3 出産と差別

家族や友人に慰められ少しずつ前向きになってきた時、主治医より抗ウイルス薬を視野に入れ妊娠出産を勧められました。

発症後半年を過ぎたころ妊娠が判明しました。

夫は、初産であることに加え、肝炎でつらい思いをしたのだからと、病院選びは贅沢をしてもいいと言ってくれました。夫の言葉に甘え、分娩予約を取るために実家の近くのマスコミにも取り上げられる有名な病院に電話をしました。受付の方は感じよく受診の手順を教えてくださいました。私は、母子感染予防のこともあるので慢性B型肝炎であることを伝えました。

すると院長に電話が変わり「うちは産科なの。内科のお医者さんはいないの。肝炎なのでしょう、それ相応のところで産まなきゃ」と電話を切られました。

とてもショックでした。その後、住んでいた川崎市でも妊婦歯科検診を3件断られました。

さらにマタニティスイミングでは3回通った翌日に支配人から電話がありました。「スクール前の体調チェックをする助産師から肝炎である報告を受けました、今まで当クラブに肝炎の会員はいません、水の中では簡単に皮膚が傷ついてしまいます、お金を返すので取りに来てください」と退会を迫られました。主治医からの許可書も提出してあり、会員規約には肝炎患者が駄目だとは書いてありません。私だけでなくお腹の子まで否定されたようで、本当につらく、泣きすぎてお腹が張ってしまい点滴を受けたこともありました。私は母が悪いとは微塵も思っていないのですが、このことが心労になったのか母も発症し入院しました。

その頃に最高裁判決が出て、国の無策のせいで私達がこんな目に遭ったのだと確信し、報道で見た奥泉弁護士を調べすぐに電話をしました。私はただただこの無策を行った責任者に私達家族とお腹の子に謝罪をしてほしいと思ったのです。

出産する病院は、仕方なく肝炎治療を行っている大学病院となりました。そこでは、肝炎治療で不愉快な思いをしたことはありませんでした。しかし、産科では違いました。感染症患者として区別をされるのは当然ですが、私の受けた扱いは全く意味のない、差別以外の何物でもありませんでした。

まずトイレには特別トイレという張り紙があり、そこを使用するように言われました。他の患者さんたちが特別トイレを不思議そうに見るので、帝王切開でとてもお腹が痛かったのですが、人目のない時を見計らってトイレに行くようにしました。シャワーは全ての人が終わってからです。食器は下膳棚へ下げないで下さいと言われました。私の使った食器はヘルパーさんが来てビニールをかぶせて下げるのです。私の使ったタオルやパジャマ、子供の産着も、返却場所ではなく直接ナースステーションに持っていかなくてはなりません。私は妊娠出産という人生で大きな喜びが得られるときに、とても惨めな思いをしました。

退院しても息子の感染の有無はすぐに判明するわけでもなく、胎内感染していたらどうすればいいのか考えると本当に苦しい毎日でした。感染していないと病院から電話があった時によりやく子供の誕生を心から喜ぶことが出来ました。

4 検証会議に望むこと

妊娠から出産という短期間の間に沢山の辛い思いをしました。このような差別は、大なり小なりウイルス性肝炎患者が経験することだと思います。医療現場で、患者がこのような根拠のない差別や惨めな思いをすることがあつ

ではならないと思います。

検証委員の先生方には、このような偏見差別を受けるB型肝炎感染者の苦しみを分かって頂きたいと思います。そして、このような辛い思いをする被害者を2度と出さないために、真剣に取り組んでいただきたいと思います。

私が訴訟に加わった動機の一つに、なぜ危険を分かっているながら回し打ちを続けたのか知りたいということがありました。当時の医師の中には危険性に気付いていた人も多いと聞きました。そうした医師の声を拾うシステムはなかったのでしょうか、その声はどこで消えてしまったのでしょうか、WHOの勧告を無視したのはなぜなのでしょう、誰がどこの部署で判断をしていたのでしょうか、なぜ私達家族がこんな病気に感染しなくてはならなかったのでしょうか、私はそれを知りたいと思っています。

注射器の使いまわしはなくなりましたが、それを許したシステム、体質を変えない限り、誰でも不幸の当事者になる可能性が残ったままです。

国は私達被害者を出したことを真摯に反省し、この不幸を教訓としなくては、また同じようなことが起こるでしょう。危険が分かってもすぐに手を打たず、被害者が膨れ上がり死者が出ても無視を続け、訴訟を起こされてから重い腰を上げることを繰り返す、これは国のすることではありません。

被害者、そして国民が望むことは、コストや誰かの利益や面子ではなく、危険が分かった時点で速やかにその行為をストップし、被害者の救済を行うことだと思います。これが出来ていれば、私たちが訴訟を起こすこともありませんでした。

委員の先生方は医学などのスペシャリストであると思います。どうか私達被害者の声を受け止めて頂き、このような悲劇を繰り返さない体制を私たちと共に築いて頂きたいと思っています。何卒よろしくお願い申し上げます。

以上